

原則課税との違いから
適用要件
インボイスとの関連まで
もう一度確認しておこう!!

消費税の 「簡易課税制度」 おさらいいノート

税理士 平井満広



「簡易課税制度」は、一定の要件を条件に「みなし仕入率」を使って消費税額を計算できる制度です。納税額の算出が容易になるなどのメリットがありますが、一方で還付が受けられないなどのデメリットも知っておく必要があります。

ここでは原則課税との違いから適用要件、そしてインボイスとの関連まで、「簡易課税制度」のポイントをおさらいします。

令和5年10月1日からインボイス制度が始まりました。インボイス制度とは仕入等の支払時に一定の要件を満たした適格請求書を発行してもらわないと、消費税の税額控除が原則認められないというルールです。

インボイス制度の影響で「事務作業が煩雑になった」「納税額が増えた」という事業者も数多くいらっしゃると思います。こうした問題を解決する手段の一つとして、ここでは簡易課税制度につ

いて解説します。

消費税簡易課税制度の概要を確認しておこう



まずは、消費税簡易課税制度の概要を確認しておきましょう。

消費税は「販売時に顧客から預かった消費税」と「購入時に仕入先等に支払った消費税」との差額を消費者に代

わって事業者が税務署に納めるという仕組みになっています。

例えば「売上1100万円（税込金額で消費税10%。以下同じ）」「仕入880万円」であれば「売上に係る預り消費税100万円」と「仕入等に係る支払い消費税80万円（＝控除税額）」との差額20万円が事業者の納税額となります。こうした計算方法を一般課税（または原則課税、本則課税）といいます。

一般課税の考え方はシンプルですが、すべての取引を消費税率の違い（10%、8%）やインボイスの有無等を区分して計算する必要があります。事務作業が煩雑となります。こうした事務負担を軽減するために設けられているのが簡易課税制度です。

簡易課税は「預り消費税」の計算方法は一般課税と同様ですが、「控除税額」の計算方法が異なっており、実際の仕入等に関係なく「預り消費税」に一定

客に発行した売上に係るインボイスの写しの保存は必要です。

一方のデメリットについても見ておきましょう。

簡易課税の1つめのデメリットは

図表1 事業区分とみなし仕入率

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業
第3種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業
第4種事業	60%	第1～3種事業及び第5、6種事業以外の事業
第5種事業	50%	運輸通信業、金融業、保険業及びサービス業
第6種事業	40%	不動産業

割合（「みなし仕入率」といいます）を乗じて算出します。例えば「売上1100万円」「みなし仕入率90%」であれば「預り消費税100万円」は一般課税と同額ですが「控除税額90万円（100万円×90%）」となって差額10万円が納税額となります。

国税庁の令和3年度の統計によると簡易課税の適用事業者数は約113万事業者で、課税事業者約339万事業者のうち約33%といわれています。

簡易課税のメリット&デメリットとは



簡易課税の最大のメリットは、「計算が簡単」という点です。簡易課税は売上金額さえ分かれば消費税の納税額を計算できます（ただし「売上の事業区分の判定」が必要となります。詳細は後ほど説明します）。

2つめのメリットは「納税額が少なくなる場合がある」という点です。実

際に支払う仕入や経費の割合がみなし仕入率よりも低い（非利益率が高い）事業者は、簡易課税の納税額の方が少なくなる場合があります。例えば「売上3300万円」「仕入経費1100万円」の事業者は、一般課税で計算した納税額は200万円（＝300万円－100万円）となりますが、簡易課税の「みなし仕入率50%」で計算すると納税額は150万円（＝300万円－150万円×50%）となり50万円の得になります。

3つめのメリットは「インボイスの保存が不要」という点です。インボイス制度開始後は適格請求書等（インボイス）の保存が税額控除の要件の一つとなっていますが、簡易課税の場合はみなし仕入率で控除税額を計算するためインボイスの保存が不要となります（ただし簡易課税であっても自社が顧

「納税額が多くなる場合がある」という点です。実際に支払う仕入や経費の割合がみなし仕入率よりも高い（非利益率が低い）事業者は、簡易課税の納税額の方が多くなる場合があります。

また、多額の設備投資や輸出取引で消費税額の還付が見込まれる場合であっても、簡易課税では還付を受けることができません。「売上3300万円」「仕入経費1100万円」の事業者がさらに「設備投資5500万円」を行った場合、一般課税で計算すると△300万円（＝300万円－100万円－1500万円）と控除税額の方が多くなり還付となりますが、簡易課税で計算した納税額は150万円が変わりません。この場合は、簡易課税の方が450万円の損になります。

2つめのデメリットは、簡易課税を選ばないと「2年間は一般課税に戻れない」という点です。簡易課税を選んだ事業者がすぐ翌年に多額の設備投資をした

としても、一般課税に戻して消費税の還付を受けるといったことはできません。

簡易課税を選ぶ際は、自社の事業の種類や収益性、設備投資の予定等も考慮して慎重に判断しましょう。なお、インボイス登録をして免税事業者から課税事業者になった事業者は「2割特例」との比較も考慮する必要があります（「2割特例」は後ほど解説します）。

事業区分とみなし仕入率はこうなっている



簡易課税の計算で用いるみなし仕入率は、次の6つの事業区分ごとに定められています（図表1参照）。簡単に説明を加えておきましょう。

・第1種事業（みなし仕入率90%）
第1種事業に該当するのは「卸売業」

図表2 2種類以上の事業を行なう場合のみなし仕入率

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{cccccc}
 \text{第1種事} & \text{第2種事} & \text{第3種事} & \text{第4種事} & \text{第5種事} & \text{第6種事} \\
 \text{業に係る} & \text{業に係る} & \text{業に係る} & \text{業に係る} & \text{業に係る} & \text{業に係る} \\
 \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} \\
 + & + & + & + & + & + \\
 \times 90\% & \times 80\% & \times 70\% & \times 60\% & \times 50\% & \times 40\%
 \end{array} \\
 \hline
 \text{(みなし仕入率)} = \frac{\text{第1種事業} \sim \text{第6種事業に係る消費税額の合計額}}{\text{第1種事業} \sim \text{第6種事業に係る消費税額の合計額}}
 \end{array}$$

みなし仕入率の計算方法ですが、2種類以上の事業を営む事業者のみなし

仕入率は、原則、事業区分ごとに売上に係る消費税額を加重平均して計算します(図表2参照。例えば卸売業(第1種事業)の売上が3300万円で製造業(第3種事業)の売上が1100万円の場合、原則、みなし仕入率は(300万円×90%+1000万円×70%)÷(3000万円+1000万円)≒85%となります。

手数料等が該当します。

・第6種事業(みなし仕入率40%)
第6種に該当するのは不動産業で、第1～3種事業及び第5種事業に該当するものを除きます。第6種事業に該当するかの判定は、おおむね日本標準産業分類の大分類に掲げる分類を基礎に行ないます。不動産賃貸料や不動産売買の仲介手数料、賃貸不動産の管理手数料等が該当します。

なお、2種類の事業を営む事業者のうち1種類の事業の売上が全体の75%以上の事業者は、その75%以上の事業のみなし仕入率を全体に適用することができます(この取扱いを「75%ルール」といいます)。上記の事例では第1種事業の売上が75%以上なので、全体のみなし仕入率を90%として計算することができます。

・第2種事業(みなし仕入率80%)
第2種事業に該当するのは「小売業」で、具体的には「他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のもの」とされています。
農業、林業、漁業のうち飲食料品の販売も第2種事業となります。ただし、

製造小売業は第3種事業となります。スーパーが問屋やメーカーから仕入れた商品を消費者に販売する場合や不動産会社が中古住宅を買い取りそのまま他の不動産業者に販売する場合、古物商がネットオークションで購入した商品を取り扱う場合等が該当します。

・第5種事業(みなし仕入率50%)
第4種に該当するのは運輸通信業、金融業、保険業及びサービス業で、第1～3種事業に該当するものや飲食サ

・第3種事業(みなし仕入率70%)
第3種事業に該当するのは「農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業」で、第1種事業または第2種事業に該当するものや、加工賃等を対価とする役務の提供を行なう事業を除きます。
第3種事業に該当するかの判定は、おおむね日本標準産業分類の大分類に掲げる分類を基礎に行ないます。メーカーが問屋やスーパーに自社商品を販売する場合やスーパーが店内調理した総菜を販売する場合、不動産会社が自己建設した住宅や中古住宅を買い取っ

た後にリフォームして他の不動産会社や個人に販売する場合、自分でハンドメイドした小物や衣服をネットショップで販売する場合等が該当します。

・第4種事業(みなし仕入率60%)
第4種に該当するのは第1～3種事業や第5、6種事業以外の事業で、具体的には飲食サービス業や加工賃等を対価とする役務の提供を行なう事業等が該当します。
スーパーが不要となった段ボール等を売却する場合や自社ビルや賃貸アパート等の固定資産等を販売する場合、ネットショップの運営事業者が商品を買取って受託販売する際の販売手数料等が該当します。

簡易課税の適用を受けるための手続きはこうする



簡易課税の適用を受けるためには、その受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。12月決算法人が令和6年1月1日から簡易課税の適用を受ける場合は前期末の令和5年12月31日が届出書の提出期限となります。ただし新規開業等した事業者は、開業等した課税期間の末日が提出期限となります。令和5年4月に設立した資本金1000万円（設立初年度から消費税の納税義務あり）の3月決算法人は、令和6年3月31日までに届出書を提出すれば1期目から簡易課税を適用できます。

なお、確定申告の申告期限が閉庁日

の場合はその翌日に期限が延長されますが、「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出期限は日曜日等の閉庁日であっても延長されません。「令和5年12月31日（大晦日）」や「令和6年3月31日（日曜日）」も閉庁日ですが、当日を過ぎて届出書を提出すると簡易課税の適用が1年遅くなるのでご注意ください。

逆に簡易課税の適用をやめる場合には、そのやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。ただし簡易課税は、選択してから原則2年間は簡易課税を継続しないとやめることはできません。例えば12月決算法人が令和6年1月1日から簡易課税制度を選択した場合は、令和7年12月31日まで簡易課税を継続適用する必要があります（令和8年1月1日以後は簡易課税をやめることが可能）。

簡易課税が適用されないケースを知っておく



簡易課税の概要はここまで見てきたとおりですが、次のような場合は簡易課税が適用されません。

- (1) 基準期間の課税売上高が5000万円超の場合
基準期間（原則2期前）の課税売上高が5000万円超の課税期間は、届出書を提出しても簡易課税が適用できません（一般課税が強制適用）。ただし、その後の課税期間で基準期間の課税売上高が5000万円以下となった場合は簡易課税が適用できます。
- (2) 調整対象固定資産を取得した場合
次の事業者がそれぞれ一定の期間に、税抜価格で1台100万円以上の機械

図表3 調整対象固定資産を取得した場合の簡易課税の適用制限（資本金1,000万円の新設法人の場合）

	1期	2期	3期	4期	5期
(ケース1)	一般課税 ● 車両購入	一般課税	一般課税 3期まで一般課税 ※簡易課税不可	簡易課税可	簡易課税可
(ケース2)	一般課税	一般課税 ● 車両購入	一般課税	一般課税 4期まで一般課税 ※簡易課税不可	簡易課税可

- ① 課税事業者選択届出書を提出した課税事業者：届出書の提出から2年間
装置や器具備品等の固定資産（調整対象固定資産」といいます）を取得してその課税期間に一般課税で申告した場合は、その取得した課税期間から3年間は簡易課税を適用できません（一般課税が強制適用）。
- ② 資本金1000万円以上の新設法人：設立2期目まで

例えば資本金1000万円の法人が、1期目に200万円の車両を購入して一般課税で申告した場合は3期目まで一般課税が強制適用され、4期目以降でない簡易課税を適用することができません（図表3のケース1）。また車両を購入するのが2期目の場合は4期目まで一般課税が強制適用され、簡易課税を適用できるのは5期目以降と

- (3) 高額特定資産を取得した場合
課税事業者が、税抜価格で1台1000万円以上の調整対象固定資産や棚卸資産（「高額特定資産」といいます）を取得し、その課税期間に一般課税で申告した場合、その取得した課税期間から3年間は簡易課税を適用できません（一般課税が強制適用）。

例えば従前より一般課税を適用している課税事業者が、X期目に2000万円の工場を建設して一般課税で申告した場合は、X+2期目まで一般課税が強制適用され、X+3期目以降でない簡易課税を適用できません（次ページ図表4のケース1）。ただし従前より簡易課税を適用していた事業者が、基準期間の課税売上高が5000万円超となったことで一般課税となった課税期間にたまたま工場を建設した場合は、その課税期間以降

図表4 高額特定資産を取得した場合の簡易課税の適用制限

	X-1期	X期	X+1期	X+2期	X+3期
(ケース1)	一般課税	一般課税 工場建設	一般課税	一般課税 X+2期まで 一般課税 ※簡易課税不可	簡易課税可
(ケース2)	簡易課税	一般課税 工場建設	簡易課税	簡易課税	簡易課税
	基準期間の 課税売上 5,000万円以下	基準期間の 課税売上 5,000万円超 ※簡易課税不可	基準期間の 課税売上 5,000万円以下	基準期間の 課税売上 5,000万円以下	基準期間の 課税売上 5,000万円以下

図表5 調整対象固定資産と高額特定資産の取り扱いの主な相違点

	対象資産			対象事業者	
	固定資産	棚卸資産	取得価額	課税事業者の区分	資産の取得時期 (一般課税申告に限る)
調整対象 固定資産	○含む	×含まない	1単位税抜 100万円以上	・課税事業者選択届 出書を提出した事 業者 ・資本金1,000万円 以上の新設法人 等	・届出書の提出から原 則2年間 ・法人設立から原則2 期目まで
高額 特定資産	○含む	○含む	1単位税抜 1,000万円以上	・とくになし(すべ ての課税事業者)	・とくになし(すべ ての課税期間)

の基準期間の課税売上高が5000万円以下となれば再び簡易課税を適用することができず(同ケース2)。調整対象固定資産と似たような制度ですが、対象資産や対象事業者の範囲が異なるので注意しましょう(図表5参照)。

なお、一般課税で申告している課税事業者が、地震や豪雨、落雷等の自然災害や火災や爆発事故等の被害を受けたため、事務作業を簡素化する等の目的で簡易課税を適用したい場合は、災害等がやんだ日から2ヵ月以内に「災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」と「簡易課税制度選択(不適用)届出書」を納税地の所轄税務署長に提出し承認を受けることで、災害等を受けた課税期間から簡易課税を適用することができます。

また簡易課税で申告している課税事業者が災害等の被害を受け、臨時の設

備投資や商品の買い増し等を行なったので消費税の還付を受ける等の目的で簡易課税をやめたい場合も、同様の手続きで災害等を受けた課税期間から簡易課税をやめることができます。

インボイス制度と簡易課税
届出書の提出時期の特例



最後に、インボイス制度と簡易課税届出書の提出時期の特例について触れておきます。

免税事業者が、インボイス制度が始まった令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間にインボイスを登録し課税事業者となる場合は、登録日が属する課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その課税期間から簡易課税を適用することができます。

免税事業者の12月決算法人が令和5

年10月1日にインボイス登録をして課税事業者となった場合は、令和5年12月31日までに届出書を提出すれば登録初年度から簡易課税を適用できます。付け加えれば、インボイス制度開始をきっかけにインボイス登録をして免税事業者から課税事業者になった事業者は、基準期間の課税売上高が1000万円以下等の要件を満たせば、納税額を売上に係る消費税の2割とするところができる「2割特例」が新設されています。

例えば売上990万円の事業者が2割特例を適用した場合、納税額は18万円(≒90万円×20%)となります。この「2割特例」は、一般課税・簡易課税にかかわらず申告時に選択することができます。事前の手続きも不要で一度選択した後に継続する必要もありません。

2割特例を適用できるのは令和5年10月1日から令和8年9月30日までの

日の属する課税期間とされています。免税事業者の12月決算法人が令和5年10月1日にインボイス登録をして課税事業者となった場合は、令和5年12月期(令和8年12月期の最大4期で「2割特例」を適用できる可能性があります)です。



●ひらい みつひろ

1975年埼玉県生まれ。日本大学文理学部心理学科卒業。中央競馬ピーアールセンター(JRA関連企業)を経て、KCCSマネジメントコンサルティング(京セラ関連企業)入社。2008年、平井会計事務所開業。【近況】ハリポッターのスタジオツアーに行きました。大迫力で精巧なセットを間近で見たりと、家族で魔法の世界を堪能してきました。でもバタービールだけはまだ慣れませんね…。